

第 2 期新しいばらき障害者プラン（改訂版）の成果目標について

<成果目標>

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

○目標の考え方

- 令和元年度末時点の施設入所者数を、令和 5 年度末までに 6%（232 人）を地域生活へ移行する。

項 目	R3	R4	R5
福祉施設入所者の地域生活への移行 (令和元年度末現在利用実人数：3,872 人)	1,313	1,371	1,429

(令和元年度末の累計移行者数：1,197 人)

○設定根拠

	H29	H30	R1	R2 見込	R3 見込	R4 見込	R5 見込
目 標	1,540 人	1,238 人	1,348 人	1,457 人	1,313 人	1,371 人	1,429 人
移行実績（見込）	1,110 人	1,153 人	1,197 人	1,255 人	—	—	—
前年との差	47 人	43 人	44 人	58 人	58 人	58 人	58 人

- 令和元年度末の入所者の 6%は、 $3,872 \times 0.06 \approx 232$ 人
- 令和元年度→5 年度における移行者数を 232 人とすると、年平均 58 人の移行が必要。

○国の基本指針

- 令和元年度末時点における施設入所者数の 6%以上が令和 5 年度末までに地域生活へ移行することを基本とする。

(2) 福祉施設入所者（定員）の削減

○目標の考え方

- 施設入所者数及び入所定員については、国が削減の方針を示していることから、令和 5 年度末における目標値は、令和元年度末の定員総数 3,920 人から 1.6%削減した 3,857 人とする。
- なお、必要量が満たされていない障害福祉圏域については、市町村からの要望を受け新規指定をしたため、令和元年度末までの数値目標は達成されていない。

○国の基本指針

- 令和 5 年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から 1.6%以上削減することを基本とする。

2 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(1) 市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況

○目標の考え方

- ・本県では、保健所圏域（9 圏域）ごとに、地域移行支援連絡協議会を設置しているほか、11 市町村が協議の場を設置している。引き続き、設置に向けた取り組みを推進する。

(2) 精神病床における 1 年以上長期入院患者数（65 歳以上，65 歳未満）

○目標の考え方

- ・令和 5 年度末の精神病床における 1 年以上長期入院患者数（暫定値）

項 目		R3	R4	R5
1 年以上長期入院患者数（65 歳以上）	目標	1,489 人	1,369 人	1,249 人
1 年以上長期入院患者数（65 歳未満）		1,435 人	1,352 人	1,167 人

○設定根拠

- ・国の基本指針によると、令和 5 年度までに、65 歳以上の 1 年以上長期入院者数は 1,249 人、65 歳未満の 1 年以上長期入院者数は 1,167 人と算定される。
- ・これを本県にあてはめると、令和元年 6 月時点の 65 歳以上の 1 年以上長期入院者数は 2,014 人、65 歳未満の 1 年以上長期入院者数は 1,744 人であるため、それぞれ、765 人、577 人減少させることが必要になる。

○国の基本指針

- ・基本指針別表第四の一の項に掲げる式により算定した令和 5 年度末の精神病床における 65 歳以上の 1 年以上長期入院者数及び別の表第四の二項に掲げる式により算定した平成 32 年度末の精神病床における 65 歳未満の 1 年以上長期入院者数を目標値として設定する。

(3) 退院可能な精神障害者の退院率の向上

○目標の考え方

- ・入院後 3 か月時点の退院率を令和 5 年度までに 69.0%まで向上させる。
- ・入院後 6 か月時点の退院率を令和 5 年度までに 86%まで向上させる。
- ・入院後 1 年時点の退院率を令和 5 年度までに 92%まで向上させる。

項 目		R3	R4	R5
入院後 3 か月時点の退院率 (H30.6.30 現在 66.3%)	目標	67%	68%	69%
入院後 6 か月時点の退院率 (H30.6.30 現在 80.9%)	目標	82%	84%	86%
入院後 1 年時点の退院率 (H30.6.30 現在 87.4%)	目標	88.7%	90.4%	92%

○設定根拠

- ・国の基本指針によると、令和 5 年度までに、3 か月時点の退院率を 69%まで、6 か月時点の退院率を 86%まで、1 年時点の退院率を 92%以上まで向上させるとしている。
- ・これを本県にあてはめると、平成 30 年 6 月末時点の退院率がそれぞれ 66.3%、80.9%、87.4%であることから、当該退院率をそれぞれ増加させることが必要になる。

○国の基本指針

- ・精神病床における早期退院率に関して、入院後 3 か月時点の退院率については 69%以上、入院後 6 か月時点の退院率については 86%以上及び入院後 1 年時点の退院率については 92%以上とすることを基本とする。

(4) 精神障害者の精神病床から退院後 1 年以内の地域平均生活日数【新規】

○目標の考え方

- ・精神病床から退院後の 1 年以内の地域における平均生活日数 317 日を維持する。

項 目		R3	R4	R5
退院後 1 年以内の地域平均生活日数	目標	317 日	317 日	317 日

○設定根拠

- ・国の基本指針によると、令和 5 年度までに、精神障害者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における生活日数の平均を 316 日以上とすることとしている。
- ・これを本県にあてはめると、平成 28 年 3 月時点の地域平均生活日数が 317 日であることから、この数値を維持することを目標とする。

○国の基本指針

- ・令和 5 年度までに、精神障害者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における生活日数の平均を 316 日以上とすることを基本とする。

3 地域生活支援拠点等の整備

○目標の考え方

- ・令和 5 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも 1 か所整備するとともに、機能の充実に向け年 1 回以上検証及び検討を実施する。

○設定根拠

- ・障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域で障害児者やその家族が、安心して生活するための体制を、国の基本指針に基づき整備する。

○国の基本指針

- ・令和 5 年度末までに各市町村又は各圏域に 1 つ以上確保しつつ、その機能の充実のため年 1 回以上運用状況を検証及び検討する。

4 福祉施設から一般就労への移行

(1) 福祉施設から一般就労への移行

○目標の考え方

- ・令和元年度実績の一般就労者数 623 人を令和 5 年度末までに年間 791 人とする。

項 目		R3	R4	R5
福祉施設から一般就労への移行者数 (令和元年度実績 623 人)	目標	707 人	749 人	791 人

○設定根拠

- ・事業所への調査（生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続 A 型・B 型）による R 元年度の実績は、623 人。
- ・令和元年度実績の 1.27 倍は、 $623 \times 1.27 \div 791$ 人（令和 5 年度末の目標）
- ・ 791 (R5 目標) - 623 (R 元実績) = 168

- ・ $168 \div 4 = 42$ → R2 から段階的に 42 人ずつ増加させていく。

○国の基本指針

- ・ 令和 5 年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の 1.27 倍以上とすることを基本とする。

(2) 就労継続支援事業及び就労移行支援事業利用者の一般就労への移行【新規】

○目標の考え方

- ・ 令和元年度実績の就労継続支援 A 型事業から一般就労への移行者数 90 人を、令和 5 年度までに概ね 1.26 倍の 113 人とする。
- ・ 令和元年度実績の就労継続支援 B 型事業から一般就労への移行者数 270 人を、令和 5 年度までに概ね 1.23 倍の 332 人とする。
- ・ 令和元年度実績の就労移行支援事業から一般就労への移行者数 195 人を、令和 5 年度までに概ね 1.3 倍の 254 人とする。

項 目		R3	R4	R5
就労継続支援 A 型事業から一般就労への移行者数 (令和元年度実績: 90 人)	目標	102 人	108 人	113 人
就労継続支援 B 型事業から一般就労への移行者数 (令和元年度実績: 270 人)	目標	302 人	317 人	332 人
就労移行支援事業から一般就労への移行者数 (令和元年度実績: 195 人)	目標	225 人	240 人	254 人

○設定根拠

《就労継続支援 A 型事業》

- ・ 事業所への調査 (生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続 A 型・B 型) による R 元年度の就労継続支援 A 型事業から一般就労への移行者数実績は、90 人。
- ・ 令和元年度実績の 1.26 倍は、 $90 \times 1.26 \div 100 = 113$ 人 (令和 5 年度末の目標)
- ・ $113 (R5 \text{ 目標}) - 90 (R \text{ 元実績}) = 23$
- ・ $23 \div 4 = 5.75$ → R2 から段階的に 5~6 人ずつ増加させていく。

《就労継続支援 B 型事業》

- ・ 事業所への調査 (生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続 A 型・B 型) による R 元年度の就労継続支援 B 型事業から一般就労への移行者数実績は、270 人。
- ・ 令和元年度実績の 1.23 倍は、 $270 \times 1.23 \div 100 = 332$ 人 (令和 5 年度末の目標)
- ・ $332 (R5 \text{ 目標}) - 270 (R \text{ 元実績}) = 62$
- ・ $62 \div 4 = 15.5$ → R2 から段階的に 15~16 人ずつ増加させていく。

《就労移行支援事業》

- ・ 事業所への調査 (生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続 A 型・B 型) による R 元年度の就労移行支援事業から一般就労への移行者数実績は、195 人。
- ・ 令和元年度実績の 1.3 倍は、 $195 \times 1.3 \div 100 = 254$ 人 (令和 5 年度末の目標)
- ・ $254 (R5 \text{ 目標}) - 195 (R \text{ 元実績}) = 59$
- ・ $59 \div 4 = 14.75$ → R2 から段階的に 14~15 人ずつ増加させていく。

○国の基本指針

- ・ 令和 5 年度中に就労継続支援 A 型事業、就労継続支援 B 型事業及び就労移行支援事業のそれぞれに係る移行者数の目標値を定めることとし、それぞれ令和元年度実績の概ね 1.26 倍以上、概ね 1.23 倍以上及び 1.30 倍以上を目指すこととする。

(3) 就労移行支援事業における就労定着支援事業利用率【新規】

○目標の考え方

- ・就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者のうち令和5年度までに70%が就労定着支援事業を利用することとする。

項 目		R3	R4	R5
就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者のうち、就労定着支援事業を利用した者の割合	目標	47%	58.5%	70%

○設定根拠

- ・事業所への調査（生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続A型・B型）による令和元年度の就労移行支援事業利用者のうち一般就労への移行者数は、195人。
- ・一般就労へ移行した195人のうち平成30年度に就労定着支援事業を利用していた者は46人。
- ・よって令和元年度の実績は、 $46 \div 195 \approx 0.235 \dots \rightarrow 24\%$
- ・R2から段階的に11.5%ずつ増加させていくこととする。

○国の基本指針

- ・令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち7割以上が就労定着支援事業を利用することを基本とする。

(4) 就労定着支援事業所ごとの就労定着率【新規】

○目標の考え方

- ・令和元年度における、就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合85%を維持する。

項 目		R3	R4	R5
就労定着支援事業所ごとの就労定着率	目標	85%	85%	85%

○設定根拠

- ・事業所への調査等から令和元年度の就労定着支援事業所27事業所のうち、定着率80%以上の事業所は23事業所。
- ・よって令和元年度の実績は、 $23 \div 27 \approx 0.851 \dots \rightarrow 85.1\%$
- ・この数値を維持することを目標とする。

○国の基本指針

- ・就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

5 障害児支援の提供体制の整備（地域支援体制の構築）

(1) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

○目標の考え方

- ・令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は障害福祉圏域に1か所以上設置する。

○設定根拠

- ・国の基本指針に基づき整備する。

○国の基本指針

- ・令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は圏域に1か所以上設置する。

(2) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

○目標の考え方

- ・令和5年度末までに全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。

○設定根拠

- ・国の基本指針に基づき整備する。

○国の基本指針

- ・令和5年度末までに全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。

(3) 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保【新規】

○目標の考え方

- ・令和5年度末までに県において難聴児支援のための中核機能を有する体制を確保する。

○設定根拠

- ・国の基本指針に基づき整備する。

○国の基本指針

- ・令和5年度末までに各都道府県において難聴児支援のための中核機能を有する体制を確保する。

6 障害児支援の提供体制の整備（医療的ニーズへの対応）

(1) 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

○目標の考え方

- ・令和5年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は障害福祉圏域に1か所以上設置する。

○設定根拠

- ・国の基本指針に基づき整備する。

○国の基本指針

- ・令和5年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に1か所以上設置する。

(2) 医療的ケア児のための関係機関の協議の場の設置

○目標の考え方

- ・令和5年度末までに県、各市町村又は圏域において保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置する。

○設定根拠

- ・国の基本指針に基づき整備する。

○国の基本指針

- ・令和5年度末までに、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置する。

(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

○目標の考え方

- ・令和5年度末までに県、各市町村又は圏域において医療的ケア児等コーディネーターを配置する。

○設定根拠

- ・国の基本指針に基づき整備する。

○国の基本指針

- ・令和5年度末までに、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置する。